婚姻の尊重とは嫡出子を含む婚姻共同体の尊重であり，その尊重は当然に相続分における尊重を意味するとの見解も存在する。しかし，法廷意見が説示するとおり，相続制度は様々な事柄を総合考慮して定められるものであり，それらの事柄は時代と共に変遷するものである以上，仮に民法が婚姻について上記のような見解を採用し，本件規定もその一つの表れであるとしても，相続における婚姻共同体の尊重を，被相続人の嫡出でない子との関係で嫡出子の相続分を優遇することによって貫くことが憲法上許容されるか否かについては，不断に検討されなければならないことである。

2　夫婦及びその間の子を含む婚姻共同体の保護という考え方の実質上の根拠として，婚姻期間中に婚姻当事者が得た財産は実質的には婚姻共同体の財産であって本来その中に在る嫡出子に承継されていくべきものであるという見解が存在する。確かに，夫婦は婚姻共同体を維持するために働き，婚姻共同体を維持するために協力するのであり（夫婦については法的な協力扶助義務がある。），その協力は長期にわたる不断の努力を必要とするものといえる。社会的事実としても，多くの場合，夫婦は互いに，生計を維持するために働き，家事を負担し，親戚付き合いや近所付き合いを行うほか様々な雑事をこなし，あるいは，長期間の肉体的，経済的負担を伴う育児を行い，高齢となった親その他の親族の面倒を見ることになる場合もある。嫡出子はこの夫婦の協力により扶養され養育されて成長し，そして子自身も夫婦間の協力と性質・程度は異なるものの事実上これらに協力するのが通常であろう。

これが，基本的に我が国の一つの家族像として考えられてきたものであり，こうした家族像を基盤として，法律婚を尊重する意識が広く共有されてきたものということができるであろう。平成７年大法廷決定が対象とした相続の開始時点である昭和63年当時においては，上記のような家族像が広く浸透し，本件規定の合理性を支えていたものと思われるが，現在においても，上記のような家族像はなお一定程度浸透しているものと思われ，そのような状況の下において，婚姻共同体の構成員が，そこに属さない嫡出でない子の相続分を上記構成員である嫡出子と同等とすることに否定的な感情を抱くことも，理解できるところである。

しかし，今日種々の理由によって上記のような家族像に変化が生じていることは法廷意見の指摘するとおりである。同時に，嫡出でない子は，生まれながらにして選択の余地がなく上記のような婚姻共同体の一員となることができない。もちろん，法律婚の形をとらないという両親の意思によって，実態は婚姻共同体とは異ならないが嫡出子となり得ないという場合もないではないが，多くの場合は，婚姻共同体に参加したくてもできず，婚姻共同体維持のために努力したくてもできないという地位に生まれながらにして置かれるというのが実態であろう。そして，法廷意見が述べる昭和22年民法改正以後の国内外の事情の変化は，子を個人として尊重すべきであるとの考えを確立させ，婚姻共同体の保護自体には十分理由があるとしても，そのために婚姻共同体のみを当然かつ一般的に婚姻外共同体よりも優遇することの合理性，ないし，婚姻共同体の保護を理由としてその構成員である嫡出子の相続分を非構成員である嫡出でない子の相続分よりも優遇することの合理性を減少せしめてきたものといえる。

こうした観点からすると，全体として法律婚を尊重する意識が広く浸透しているからといって，嫡出子と嫡出でない子の相続分に差別を設けることはもはや相当ではないというべきである。

平成25年９月４日

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官　竹﨑　博允
裁判官　櫻井　龍子
裁判官　金築　誠志
裁判官　千葉　勝美
裁判官　横田　尤孝
裁判官　白木　勇
裁判官　岡部喜代子
裁判官　大谷　剛彦
裁判官　大橋　正春
裁判官　山浦　善樹
裁判官　小貫　芳信
裁判官　鬼丸かおる
裁判官　木内　道祥

裁判官竹内行夫は，退官につき記名押印することができない。

裁判長裁判官　竹﨑　博允

当　事　者　目　録

平成２４年（ク）第９８４号抗告人・同第９８５号相手方

Y_1

平成２４年（ク）第９８５号抗告人・同第９８４号相手方

Y_2

同代理人弁護士　小田原昌行
鹿田　昌
柳生由紀子

同復代理人弁護士　荒木耕太郎

平成２４年（ク）第９８４号・同第９８５号相手方

X_1

平成２４年（ク）第９８４号・同第９８５号相手方

X_2

同代理人弁護士　近藤　弘

平成２４年（ク）第９８４号・同第９８５号相手方

X_3

平成２４年（ク）第９８４号・同第９８５号相手方

X_4

上記両名代理人弁護士　坂本　正幸

抗告人Y_1ほか１人，相手方X_1ほか２人間の遺産分割審判に対する抗告審の変更決定に対する特別抗告事件について，平成25年９月４日大法廷において次のような決定があった。（最高裁判所）

平成２４年（ク）第１２６１号

決　定

当事者の表示　別紙当事者目録記載のとおり

大阪高等裁判所平成24年（ラ）第477号遺産分割審判に対する抗告について，同裁判所が平成24年９月20日にした決定に対し，抗告人らから特別抗告があった。よって，当裁判所は，次のとおり決定する。

主　文

原決定を破棄する。

本件を大阪高等裁判所に差し戻す。

理　由

抗告代理人岡本浩ほかの抗告理由について

１　事案の概要等

Ａは，平成２年に死亡した。いずれも同人の子であるＢ及び相手方Y_3がＡを相続したが，その遺産の分割が未了の間の平成13年11月▲▲日にＢが死亡した。Ｂの相続人は，その妻であるＣ並びにいずれもＢとＣとの間の嫡出子である相手方X_1及び同X_2（以下，この両名を「相手方X_1ら」という。）と，いずれもＢの嫡出でない子であるＤ及び抗告人Y_1であったが，平成16年にＤが死亡したため，その母である抗告人Y_2がＤを相続した。

本件は，Ａの遺産につき，Ｃ及び相手方X_1らが，相手方Y_3及び抗告人らに対して遺産の分割の審判を申し立てた事件と，Ｂの遺産につき，抗告人Y_1が，Ｃ，相手方X_1ら及び抗告人Y_2に対して遺産の分割の審判を申し立てた事件とが併合された事件であるが，原審係属中にＣが死亡したため，その地位を相手方X_1らが承継した。

原審は，民法900条４号ただし書の規定のうち嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分の２分の１とする部分（以下，この部分を「本件規定」という。）は憲法14条１項に違反しないと判断し，本件規定を適用して算出した相手方X_1ら及び抗告人らの各法定相続分を前提に，Ａ及びＢの各遺産を分割すべきものとした。

論旨は，本件規定は憲法14条１項に違反し無効であるというものである。

2　憲法14条１項適合性の判断基準について

憲法14条１項は，法の下の平等を定めており，この規定が，事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り，法的な差別的取扱いを禁止する趣旨のものであると解すべきことは，当裁判所の判例とするところである（最高裁昭和37年（オ）第1472号同39年５月27日大法廷判決・民集18巻４号676頁，最高裁昭和45年（あ）第1310号同48年４月４日大法廷判決・刑集27巻３号265頁等）。

相続制度は，被相続人の財産を誰に，どのように承継させるかを定めるものであるが，相続制度を定めるに当たっては，それぞれの国の伝統，社会事情，国民感情なども考慮されなければならない。さらに，現在の相続制度は，家族というものをどのように考えるかということと密接に関係しているのであって，その国における婚姻ないし親子関係に対する規律，国民の意識等を離れてこれを定めることはできない。これらを総合的に考慮した上で，相続制度をどのように定めるかは，立法府の合理的な裁量判断に委ねられているものというべきである。この事件で問われているのは，このようにして定められた相続制度全体のうち，本件規定により嫡出子と嫡出でない子との間で生ずる法定相続分に関する区別が，合理的理由のない差別的取扱いに当たるか否かということであり，立法府に与えられた上記のような裁量権を考慮しても，そのような区別をすることに合理的な根拠が認められない場合には，当該区別は，憲法14条１項に違反するものと解するのが相当である。